

# 神戸港労働災害安全基準

## 沿岸荷役作業編

### 第1 墜落・転落災害の防止

- (1) 併上又はコンテナ上に昇るときは、移動式梯子又はフォークリフトに固定されたゴンドラを使用して昇降すること。
- (2) 移動式梯子を使用する場合は、すべり止め措置を講ずること。なお、必要な場合は補助者が支えること。
- (3) フォークリフトを利用する場合は、転落防止柵を設けたゴンドラを使用し、運転士と綿密な連絡を取りながら使用すること。
- (4) 高さが2メートル以上の高所作業には手すりを設けるか、安全带を使用する等、適切な墜落防止措置をすること。安全带を使用する時は、取り付け設備を設けること。
- (5) 保護帽は、飛来落下・墜落時保護兼用型を、正しく装着すること。なお、現在使用中のものが上記に該当していない場合は新規購入に際して暫時取り替えるものとする。
- (6) 夜間作業に於ける照明の保持については、作業に必要な照度を確保すること。

### 第2 クレーン等の災害防止

- (1) 運転する時は、運転免許証を携帯すること。
- (2) 玉掛け作業には、資格証を携帯すること。
- (3) 合図者は、資格証を携帯すること。
- (4) 作業開始前に所定の点検をし、不安全個所が発見された場合、補修されるまで使用しないこと。
- (5) 巻上げ、巻下ろしの際、荷筋、荷振れの荷の下からの退避を確実にすること。
- (6) クレーン等の旋回範囲に入らないこと。旋回範囲には立入禁止措置をすること。
- (7) 急激な巻上げ、巻下ろしをしないこと。
- (8) オーバー・ロード（過荷重）をしないこと。
- (9) カーゴワイヤーが乱巻きにならないように注意すること。
- (10) 玉掛け用具は適正なものを用い、作業前の点検、作業中の注意を確実にすること。
- (11) 無理な荷積み、玉掛けはしないこと。
- (12) 荷の包装材にフック、チャンチャラかけして「本ずり」をしないこと。（ベールものに限らない）
- (13) 適正な吊り角度を保持すること。
- (14) 荷を吊ったまま運転台を離れないこと。
- (15) 作業指揮者・合図者を決め、その合図により作業を進行すること。
- (16) 作業前に作業方法・手順等のミーティングを行うこと。
- (17) 玉掛け者は荷の形状に応じた玉掛けを確実にを行い、それを指差呼称で確かめること。
- (18) 1年以内ごとに1回、定期に自主検査を行うこと。
- (19) 1月以内ごとに1回、定期に自主検査を行うこと。

### 第3 フォークリフト等の災害防止

#### 1 始業時点検

少なくとも次の項目について、必ず点検をし、異常があれば補修されるまで使用しないこと。

- (1) 制動装置及び操縦装置の機能
- (2) 荷役装置及び油圧装置の機能
- (3) 車輪の異常の有無
- (4) 前照燈、後照燈、方向指示器及び警報装置の機能

#### 2 作業指揮者、作業計画、誘導者

- (1) 作業計画を策定し、作業指揮者を選任すること。
- (2) 作業指揮者は、作業計画に基づき作業の指揮をすること。
- (3) 危険性が生ずる場所には誘導者を配置すること。この場合、誘導時の合図を統一的に定めておくこと。

#### 3 取扱い運転基準

- (1) 運転するときは、資格証を携帯すること。
  - (2) 許容荷重をこえて荷を積載しないこと。
  - (3) 必要な強度を有するヘッドガードを備えたものを使用すること。
  - (4) フォーク等により支持されている荷の下に立ち入らないこと。
  - (5) フォーク等により支持された荷の上や、乗車席以外の部分に乗らないこと。
  - (6) 運転者が運転席を離れる時は、フォーク等を床面におろし、エンジンをとめ、キーをはずし、確実にブレーキをかけておくこと。
  - (7) 制限速度は、無負荷時 25km/hr 以下、負荷時 15km/hr 以下とすること。
  - (8) 負荷状態で走行するときは、フォーク等の下面が床または路面から 25 センチメートルをこえない高さとする。
  - (9) 負荷状態で急斜面を下りるときは、バック運転をし、かつ、エンジンブレーキを利用すること。
  - (10) 旋回するときは、速度を落とし、ゆっくり旋回すること。
  - (11) 倉庫、上屋等の出入口においては、一旦停止し、安全確認を行った後、徐行すること。
  - (12) 5 トン以上のフォークリフト等のバック運転は、必ずブザーを鳴らし注意を喚起させること。
  - (13) フォークの鞘を用いるときは、荷姿に応じたものを使用し、著しい損傷、変形、または腐食のあるものは使用しないこと。
  - (14) フォークリフトに使用するパレットは荷の重量に応じた強度のあるものを使用し、著しい損傷、変形、腐食のあるものは使用しないこと。
  - (15) 視界が妨害されるような場合は、誘導者を配置し、その者の合図により運転すること。
  - (16) 発進時には、前後方向の安全確認を指差呼称で行うこと。
  - (17) フォークの爪は根元まで一杯挿入すること。
- 4 作業環境等
- (1) 倉庫、上屋内で内燃機関を有するフォークリフト等を使用するときは、排気ガスによる健康障害を防止するため、有効な通風と換気を行い、必要ある場合は、酸素、一酸化炭素の濃度を測定し、安全を確認すること。
  - (2) フォークリフト等への燃料補給は、エンジンを止め、ブレーキをかけて行うこと。  
原則として、倉庫、上屋内では補給しないこと。
- 5 定期自主検査
- (1) フォークリフトについては、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に特定自主検査を行うこと。
  - (2) フォークリフトについては、一月を超えない期間ごとに一回、定期的に自主検査を行うこと。

#### 第4 ストラドルキャリアの災害防止

- 1 使用の制限
  - (1) 構造上定められた最大荷重の能力を超えて使用しないこと。
- 2 定期自主検査
  - (1) 年次及び月次の定期自主検査を行うこと。
- 3 点検
  - (1) 作業を開始する前に、点検を行うこと。
- 4 作業計画、作業指揮者、誘導者
  - (1) 作業計画を定め、作業指揮者を選任すること。
  - (2) 作業指揮者は、作業計画に基づき作業の指揮をすること。
  - (3) 歩行者通路を確保し、危険が生ずる場所には誘導者を配置すること。この場合、誘導時の合図を統一的に定めておくこと。
- 5 制限速度
  - (1) 作業場に応じた制限速度を定め、制限速度を順守すること。
- 6 立入禁止
  - (1) ストラドルキャリアの下には、人を立ち入らせないこと
- 7 取扱運転基準
  - (1) ストラドルキャリアの運転者については、「ストラドルキャリア運転業務教育」修了者をつけること。
  - (2) 夜間作業については、ヤードの必要な照度を確保すること。

- 夜間作業時には、作業者等に反射塗料を塗布した保護帽、ジャケットを着用させること。
- (3) ストラドルキャリアには、死角を出来るだけ少なくするため必要に応じてミラーを設置すること。
  - (4) 運転席での安全確認はもとより、死角方向については、運転席を離れてよく周囲の安全を確認してから、必ず警笛をならし円滑に発進させること。
  - (5) ベイ等進入時には、直進及び前進を原則とする。但し、やむを得ない場合はこの限りでない。
  - (6) スペースの許す限り大きく旋回し、出来るだけ早く見越し線内に入って直進すること。
  - (7) ベイ脱出時は、直進及び後進、徐行を原則とする。但し、やむを得ない場合はこの限りでない。
  - (8) ベイの出口付近に於いては、人又は他の車両等のいないことを充分確認し、脱出すること。
  - (9) 本船荷役に携わるストラドルキャリアを優先とするが、常に互いの安全を確認しながら運行すること。
  - (10) ベイ脱出時等、必要に応じて警笛を鳴らすこと。
  - (11) 運転中は、急発進、急停車、若しくは高速旋回等、車体に急激なショックを与えぬよう操作すること。
  - (12) 走行中は、常にコンテナを安全な範囲で極力下げること。
  - (13) ヤード内走行面に凹凸のある場所では徐行すること。
  - (14) 走行中は常にコンテナを水平に、適切な位置に保持すること。
  - (15) スプレッダーの巻上げ、巻下げ時には、チェーンレバーを中立に保つこと。
  - (16) 運転者が運転席を離れる場合には、スプレッダーを最下位まで下げ、サイドブレーキを確実にかけ、且つエンジンを完全に停止させ、その他必要に応じて逸走を防止する措置を講じること。

## 第5 整理整頓、その他

- (1) 作業後はもちろん、作業中も、作業の進行にあわせて整理整頓を行うこと。
- (2) 沿岸荷役には、荷役会社が安全旗を掲揚すること。
- (3) はい付け、はい崩し作業については、はい作業主任者の資格を有する者の指揮により作業を行うこと。(荷役機械等によるはい付け、はい崩し作業を除く)
- (4) コンテナの開閉時には、貨物の転落に注意すること。
- (5) 作業（夜間作業時を含む）に適した保護服装、履物を着装し、裸作業をしないこと。

## 第6 指差呼称の励行

- (1) フォークリフトの運転中、前進時、後進時、進路の人、荷はないか確認し、指差呼称を行うこと。(前方ヨシ、後方ヨシ)
- (2) 玉掛け作業中、玉掛け者は  
地切りの時、荷すじ、安定を確認し、(つり荷ヨシ、退避ヨシ)  
着地の時、荷すじ、落下に注意し、(退避ヨシ、着地ヨシ)  
指差呼称を行うこと。
- (3) 合図者は  
巻上げる時、玉掛け者の合図を受けて、(つり荷ヨシ、退避ヨシ)  
巻下げる時、荷下しの周辺を確認し、(退避ヨシ、着地ヨシ)  
指差呼称を行うこと。